

男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

Q75 自国での男女共同参画への取組を紹介して頂きたい。

A75 オランダとドイツの2国の大使館に、自国での男女共同参画への取組を寄稿して頂きました。

駐日オランダ王国大使

ペーター・ファン・デル・フリート 閣下



オランダ王国

人口 1,746万人
面積 41,543平方キロメートル
首都 アムステルダム
言語 オランダ語
宗教 キリスト教（カトリック24.4%、プロテスタント15.8%）、イスラム教4.9%、ヒンズー教0.6%、仏教0.5%、無宗教・その他53.8%

ジェンダー平等の現状

■ジェンダーギャップ指数：38位（2020年）

女性のエンパワーメントの促進

過去数十年間に、女性のエンパワーメントには、かなりの進歩が見られました。世界的に見て、学校に通う女兒数はかつてなく増え、指導者や管理職に就く女性の数も増えるとともに、より多くの法律がジェンダー平等を促進するために改正されてきました。

こうした進歩にも関わらず、ジェンダー平等の実現は今なお道半ばです。オランダは、ジェンダー・ギャップ指数（出典：World Economic Forum 2020）において38位の国です。項目別ランキングでは、学歴のスコアは1位ですが、



経済的エンパワーメントなど、まだかなり改善の余地があります。

ジェンダー平等に関する取組は、オランダ政府の優先課題となっています。

オランダの政策のひとつの柱が、ビジネスにおける女性のエンパワーメントです。オランダ政府が、現在、取り組んでいるのが、オランダの上場企業上位100社において、監査委員会の地位（ポジション）の30%を女性にしなければならないという法案です。もはや自主的なガイドラインではなく、法的要件にしようとしているのです。

オランダは、全世界のジェンダー平等の向上に熱心に取り組むとともに、持続可能な開発目標の5番目「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」を奉じ、推進しています。この目標は、あらゆる人々の権利と機会を平等にすることを意味しています。ジェンダー平等は、基本的人権というだけではありません。平和や繁栄、発展に不可欠なものでもあるのです。人口の半数が抑圧されている状況では、世界が繁栄することなどできないのです。

また、女性の起業家に国の支援を提供して、国際的なビジネスを通して経済的な潜在能力を発揮してもらうべきであると、オランダは考えています。2019年12月、オランダは、「国境を越えた成長」キャンペーンを始めました。国際進出の野心を抱くすべての女性起業家に呼びかけるもので、「地平を拓け、国際市場を探り、海外でビジネスをしよう！」という明確なメッセージを発信しています。私たちは、百聞は一見にしかずと信じています。経験豊富な女性起業家にスポットライトを当てることで、若い女性の海外ビジネスへの意欲を引き出すことができると考えています。つまり、異なる世代をつなぎ、お互いに学び合うことです。





日本の民間企業の女性経営者との円卓会議

ビジネスにおける女性のエンパワーメントは、駐日オランダ王国大使館にとっても重点分野です。東京都の女性ベンチャー成長促進事業（APT Women）やイー・ウーマン（E-women）という組織と協力して、能力のある女性起業家によるビジネス展開を支援しています。今後も日本のパートナーと緊密に連携し、実業界において女性が一層活躍できるよう強化を図っていきたいと考えています。

駐日ドイツ連邦共和国大使

イナ・レーペル 閣下

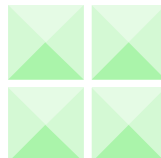
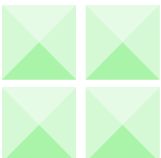


——— ドイツ連邦共和国 ———

人口 8,320万人、
うち女性は4,210万人（2019年）
面積 357,340平方キロメートル
首都 ベルリン
言語 ドイツ語（公用語）
宗教 キリスト教64%、無宗教27%、イスラム教3%
（2018年）

外交の現場でも拡大する女性の役割

私が1988年に外務省に入省したとき、同期は男性が51人、女性が9人でした。それでも当時としては女性が多いと言われました。ましてや省の幹部職に就く女性は例外的で、初の女性事務次官が誕生するまでに当時から20年以上の歳月を要しました。



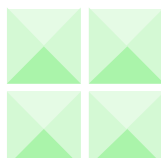
当時、外交は男性の領域と見られており、そこで働きたい人は男性のルールに従うことが期待されました。2002年、ある重要なポストに就くための面接で「午後はお子さんを幼稚園に迎えにいかなければ、というようなことはありますか」と尋ねられたことがあります。もしそうであるならこのポストは難しいですよ、というメッセージが言外に込められた質問でした。

このような質問は今では全く考えられなくなりました。外務省は変わりました。先日オンライン形式で開催された大使会議で、女性の大臣室長主催により女性の大使と総領事が参加する女性だけのミーティングが催され、かなりの参加人数となりました。現在、世界中に226あるドイツの在外公館のうち、47公館で女性がトップに立っています。

さらに今年の夏には特別なケースも誕生しています。夫婦で一緒にスロヴェニアに派遣され、大使ポストを二人でシェアしている事例です。外務省にとり、家庭と仕事の両立は重要な課題となっています。それは、同省が優秀な男性・女性にとってこれからも魅力的な職場でありたいと考えているからでもあります。

その背景にはドイツ社会の変化もあります。父親による育児休暇の取得は、今では普通のこととなりました。大抵は母親ほど長くは取得しませんが、それでも前進です。双方の親が少なくとも一定期間、育児休暇を取得した場合に限って休業手当が満額支給されるといった法制度も追い風となりました。

こうした社会の変化は、東京のドイツ大使館でも観察できます。大使館4階に、1952年以降の歴代駐日大使の写真が飾られているコーナーがあるのですが、全員男性の写真です。この状況は、私が離任してはじめて変わるようになるでしょう。オフィスに目を向けてみると現状はすでに全く違います。職員の男女比は31対40で女性のほうが多く、男性は少数派となっているのです。



ジェンダー平等の現状

■ジェンダーギャップ指数：10位（2020年）

■女性と政治

連邦政府における女性閣僚の割合：40%

連邦議会における女性議員の割合：31.2%（現在の議会期）

■女性と仕事

1時間あたり平均賃金：

女性：16.59ユーロ、男性21.00ユーロ（2018年）

パートタイム：

20歳以上64歳以下の働く女性の47%がパートタイム勤務
（2017年）

■女性と家庭

合計特殊出生率：1.54人（2019年）

ひとり親世帯220万世帯の84.4%が母子世帯（2019年）

■女性と教育

大学入学資格取得者のうち53.7%が女性（2019年）

資料出所 内閣府男女共同参画12月号